

平成 28 年 1 月 25 日

平成 28 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等

平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定された国の予算に関連して、現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：和田財政企画官、天野係長

代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

事務連絡

平成28年1月25日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成28年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成28年度の国の予算につきましては、平成27年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成28年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 天野

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、平成27年11月27日「平成28年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、12月22日に「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成28年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成28年度予算は、「平成28年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

（1）基本的考え方

① 「経済・財政再生計画」の着実な推進

ア 「経済再生なくして財政健全化なし」。これは、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学であり、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の達成に向けた今後5年間の基本方針でもある。我々が目指すのは経済再生と財政健全化の二兎を得る道である。

イ 我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、2015年度（平成27年度）の国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）赤字対GDP比半減目標も達成見込みである。この成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

ウ 政府の経済財政運営の根幹である「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定。以下「基本方針2015」という。）は、経済再生と財政健全化を共に達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取組である。すなわち、経済再生については、消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組による潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指すものである。

こうした中、緩やかな回復基調にある我が国の経済は、いまだ個人消

費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがある。このため、ローカル・アベノミクスの浸透を更に図ることが重要である。

政府としては、今後とも、中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しつつ、基本方針2015に沿って経済財政運営を進めしていく。

エ 基本方針2015に盛り込まれた「経済・財政再生計画」においては、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初3年間（2016～2018年度（平成28～30年度））を「集中改革期間」と位置づけ、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のP B赤字の対GDP比▲1%程度を目安としている。

そのための取組として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を3本柱とし、そのうち、「歳出改革」については、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。

歳出改革については、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において、主要歳出分野ごとの成果指標（KPI）設定や改革工程表の策定、誰もが活用できる形での情報開示（見える化）の徹底など、計画の具体化を進め、今後、改革工程表に沿って、着実に実行する。また、同委員会において、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

② 「一億総活躍社会」の実現とTPP（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応

ア アベノミクスの第二ステージで掲げた新・三本の矢の第一の矢「希望を生み出す強い経済」は、これまでの三本の矢を束ねて一層強化したものであり、具体的な目標は戦後最大の名目GDP600兆円を2020年（平成32年）頃に達成することである。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靭化、女性の活躍などの取組とあ

いまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

政府は、誰もが生きがいをもって、充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現を目指し、「一億総活躍国民会議」を発足させ、平成27年11月26日に緊急に実施すべき対策が取りまとめられたところである。

この緊急対策に取り組むことにより、名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかりと下支えする。

イ TPP協定についても、平成27年10月に大筋合意に達したことから、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、平成27年11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

これらの取組は、いずれも将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題であり、それぞれを着実に、かつ整合的に進めていくことが必要である。

(2) 予算の編成についての考え方

① 「一億総活躍社会」の実現、TPPを踏まえた対応

強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

② 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

ア 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、

「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。あわせて、同計画における国的一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。

イ 具体的には、改革工程表に基づき実施する平成28年度の取組が、予算に反映する施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成28年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やP D C Aサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成28年度予算にその取組を反映させる。

ウ 歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成28年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。

こうした取組により、政策効果の見える化やP D C Aサイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。

エ 予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

2 このような方針に基づいて編成された平成28年度の一般会計予算の規模は、96兆7,218億円（前年度比3,799億円、0.4%増）で、基礎的財

政収支対象経費は73兆1,097億円（前年度比2,185億円、0.3%増）となっている。

財政投融資計画の規模は、13兆4,811億円（前年度比1兆1,404億円、7.8%減）となっている。

また、「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成28年度の国内総生産は518.8兆円程度、名目成長率は3.1%程度、実質成長率は1.7%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

平成28年度においては、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比して1,307億円、0.2%増の61兆6,792億円と、平成27年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成28年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加するとともに、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、5兆6,063億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来21年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填

措置を講じることとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

上記の考え方に基づき、平成28年度の財源不足額5兆6,063億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

ア 公共事業等債等の充当率の臨時の引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発	7,900億円
イ 地方交付税の増額	7,536億円
(ア) 平成27年度以前の地方財政対策等に基づき地方交付税法の定めるところにより平成28年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ	
	5,536億円
(イ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	
	2,000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行

3兆5,133億円

により補填することとした。その上で、これらを除く、5,494億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- ① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額5,536億円の内訳は、地方交付税法附則第4条の2第2項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額3,436億円及び投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9,224億円のうちの2,100億円であること。
- ② 折半対象財源不足額（5,494億円）のうち国負担分2,747億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。
- ③ 平成28年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（2,747億円）に、地方の負担である過去に発行さ

れた臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（3兆5,133億円）を加えた3兆7,880億円とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 2兆9,838億円

イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 1,584億円

ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額（かい離是正分加算2,100億円を控除した額） 1,900億円

エ 地方交付税法附則第4条の2第3項に基づき平成28年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額 1,811億円

(3) 地方交付税の総額

平成28年度の地方交付税の総額は16兆7,003億円（前年度比546億円、0.3%減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計 15兆1,578億円

ア 地方交付税の法定率分等 14兆3,295億円

（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 14兆5,106億円

（イ）国税減額補正精算分（平成20、21年度） △1,811億円

イ 一般会計における加算措置 8,283億円

（ア）折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等） 5,536億円

（イ）臨時財政対策特例加算 2,747億円

② 特別会計 1兆5,425億円

ア 地方法人税の法定率分 6,365億円

イ 特別会計における加算措置等 7,060億円

（ア）交付税特別会計借入金償還額 △4,000億円

（イ）交付税特別会計借入金支払利子 △1,584億円

（ウ）平成27年度からの繰越金 1兆2,644億円

ウ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

2, 000億円

また、次の①及び②に掲げる額の合計額については、新たに平成34年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

- ① 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 5億円
- ② 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 10億円

(4) 「重点課題対応分（仮称）」の創設

地方における現下の喫緊の重点課題に対応するため、当面、地方財政計画の一般行政経費に「重点課題対応分（仮称）」2, 500億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

- ① 自治体情報システム構造改革推進事業 1, 500億円
- ② 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進 500億円
- ③ 森林吸収源対策等の推進 500億円

(5) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、前年度同額の1兆円を計上することとしている。

なお、平成28年度の財源については、法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果を2, 000億円、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用を2, 000億円、他の財源（6, 000億円）については平成27年度と同様としている。

(6) 一般財源総額の質の改善と財政健全化

一般財源総額の質の改善と財政健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 地方税・地方譲与税等が大きく伸び、リーマンショック以前の水準まで回復していることに伴い、折半対象財源不足が前年度に比し大幅に減少

し、5,494億円（前年度比2兆3,565億円、81.1%減）となること。

- ② 地方税が増収となる中で、地方交付税総額については、平成27年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制（前年度比7,370億円、16.3%減）することとしていること。
- ③ 交付税特別会計借入金について、償還計画どおり4,000億円の償還を実施することとしていること。
- ④ 平時モードへの切替えを進めるため、地域経済基盤強化・雇用等対策費（歳出特別枠）について、必要な歳出を4,000億円確保した上で、同額を減額することとしていること。また、別枠加算（前年度2,300億円）についても、前年度とほぼ同程度の交付税総額を確保した上で、廃止することとしていること。

(7) 地方税制改正

平成28年度地方税制改正においては、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、地方創生の推進等を図るため地方法人課税の偏在是正に向けた措置等を講ずるとともに、消費税率（国・地方）10%引上げ時の平成29年4月に自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

(8) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成28年度地方財政計画ベース）は85兆7,700億円程度（前年度比5,000億円程度、0.6%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は69兆9,200億円程度（前年度比6,100億円程度、0.9%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は61兆6,792

億円（前年度比1,307億円、0.2%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額（交付団体ベース）は60兆2,292億円（前年度比607億円、0.1%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は10.3%程度（前年度11.1%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成28年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は195兆8,100億円程度（前年度末198兆8,986億円、前年度比3兆900億円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成28年度地方財政計画ベース）は1兆7,900億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等を措置することとしている。

なお、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）に基づき、復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する復興事業等については、これまでと同様、震災復興特別交付税により地方負担の全額を措置することとし、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業については、震災復興特別交付税により地方負担の95%を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」（昭和25年法律第226号）等に基づく特例措置分

イ 条例減免分

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成28年度地方財政計画ベース）は、1,310億円となる。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

1 平成28年度の国内総生産の成長率は、名目3.1%程度、実質1.7%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。

2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、基本方針2015に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、「経済・財政再生計画」に基づいて、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、改革の時間軸（改革工程表）を明確化し、その進捗管理や測定に必要な指標（KPI）を設定した「経済・財政再生アクションプログラム」が平成27年12月24日に経済財政諮問会議において取りまとめられたことを踏まえ、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体においては積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表をすることとしていること。
- (2) 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方公共団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている23業務について、トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）の検討対象としており、平成28年度については、16業務について単位費用の積算を見直すこととしていること。また、見直しに当たっては、地方公共団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、地方公共団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえ、段階補正の見直しを行うこととしていること。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直しについては、平成28年度より、上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定することとしていること。見直しに当たっては、地方公共団体への影響等を考慮し、5年間で段階的に反映することとしていること。

- (3) 地方財政の全面的な「見える化」に係る取組として、住民1人当たりコストについて、これまで一部に限られていた項目を平成27年度決算より「性質別」や「目的別」で網羅的に公表し、経年比較や類似団体比較を行うこととしていること。

また、今後の最重要課題の一つである公共施設等の老朽化対策等に対応するため、ストックに関する情報（公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率等）を整備し、固定資産台帳の整備に合わせて平成29年度決算までに順次「見える化」することとしていること。

- (4) 公営企業については、公営企業会計の適用拡大や「経営比較分析表」の内容の充実等により全面的な「見える化」を推進するとともに、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営基盤強化等に取り組むこととしていること。また、第三セクター等については、財政的

リスク等の調査・公表等により、経営健全化の取組を推進することとしていること。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- (2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の改正の趣旨を踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、平成28年4月1日の改正法の施行に向け、人事評価制度の確立と円滑な運用、給与等処遇への反映を一般職の全職員を対象に行うよう、速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などの取組を行うこと。
- (3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成27年12月4日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
 - ① 地域ごとの民間賃金の水準のより的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準などの国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた給与制度の見直しを着実に推進すること。また、見直しが遅れている地方公共団体においては、速やかに見直しを行うこと。
 - ② 地域手当については、上記①において給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
 - ③ 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、現に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講じること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
 - ④ 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額の増加額の縮減措置が講

じられていない団体及び平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については必要な措置を講じること。

- (5) 級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
 - (6) 改正後の地方公務員法においては、新たに任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされていることから、勤務成績を昇給や勤勉手当に十分に反映できていない団体にあっては、速やかに必要な措置を講じること。特に、勤勉手当の支給に関し、成績率を反映させない一律支給などの不適正な運用がある場合は、速やかな是正を図ること。
 - (7) 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- (4) 退職手当については、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について」（平成26年11月19日付け総務省自治行政局公務員部長通知）を踏まえ、国に準じて必要な措置を講じること。
 - (5) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。
 - (6) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、積極的に事業の実施状況等の公表を行うこと。
- 4 地方財政計画の歳出に「重点課題対応分（仮称）」を創設することとし、平成28年度の事業費については2,500億円としている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

- ① 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、データ移行作業、途中解約等システム移行に係る経費（自治体情報セキュリティクラウドを含む。）について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- ② マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに、都道府県や市町村が行う、住民情報の流出徹底防止やL G W A N接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策を講じるための経費等や、今次導入される自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- ③ マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用経費や中間サーバ・団体内統合宛名システムの運用経費といった情報連携に向けて必要となるシステムの運用に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- ④ 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの整備・運用に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- ⑤ 平成28年5月末までに消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に移行することから、デジタル化したシステムの運用に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進
人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民がくらし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）を図る必要がある。

地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の設立や運営に係る所要の経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 森林吸収源対策等の推進

我が国が国際約束している温室効果ガス削減目標達成のためには、排出抑制対策に加え、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガ

ス吸收量を増加させる取組が不可欠である。また、平成28年度与党税制改正大綱において、地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みを検討し、その時期について適切に判断することとされた。

このような趣旨も踏まえ、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の整備、森林の所有者の確定・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

5 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総務大臣通知）等で平成28年度までに公共施設等総合管理計画の策定が要請されていることを踏まえ、早急にその策定に取り組んでいただきたい。また、策定に当たっては、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるようご留意いただきたい。

これに関し、引き続き、計画策定に要する経費に係る特別交付税措置を講じるとともに、計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、地方財政計画の投資的経費（単独）に「公共施設等最適化事業費」を計上することとし、平成28年度の事業費については1,000億円増額し、2,000億円としている。

あわせて、計画に基づく公共施設の集約化・複合化事業（全体として延床面積が減少するものに限る。）を対象とした公共施設最適化事業債、転用事業を対象とした地域活性化事業債及び公共施設等の除却事業を対象とした地方債の特例措置を引き続き講じることとしている。

また、固定資産台帳の整備にあわせ、公有地の用途や売却可能区分等を開示すること等により、未利用資産の売却・有効活用に取り組んでいただきたい。

6 地方公共団体が喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、

引き続き投資的経費（単独）に「緊急防災・減災事業費」を計上することとし、平成28年度の事業費については前年度同額の5,000億円としている。

7 平成28年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として次の措置等を講じることとしており、当該措置に係る地方負担（6,711億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

① 子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の改善を図ることとされていること。（3,074億円）

なお、上記の子ども・子育て支援には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ることとされていること。（173億円）

(2) 医療・介護

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築といった医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度として地域医療介護総合確保基金が創設されており、引き続き、医療分野及び介護分野について実施することとされていること。（医療分301億円、介護分241億円）

② 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ることとされていること。（195億円）

8 地方債制度については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の規定により、届出制の導入に係る規定の施行後3年を経過した場合において、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方債の発行に関する国との関与の在り方について抜本的な見直しを行うこととされている。これに則り、地方債のリスク・ウェイトがゼロという取扱いの維持に留意しつつ、「地方財

政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」（平成27年12月公表）を踏まえ、実質公債費比率に係る協議不要基準を16%未満から18%未満へ緩和するなど、届出対象を拡大することとし、所要の法律改正を行う予定である。

9 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）については、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」を踏まえ、地方公共団体の財政状況をより精緻に把握するため、第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付及び公有地信託に係る地方公共団体の財政リスクについて将来負担比率に反映することとし、所要の法律改正を行う予定である。

また、健全化判断比率が財政再生基準や早期健全化基準未満であっても、自らの財政状況を詳細に分析し、財政健全化への取組を続けていく必要がある。このことから、地方公会計を活用した財政分析指標の追加や指標の組合せによる総合的な分析の導入など、財政分析手法の充実を図っていくこととしている。

10 地方創生の深化に向けて、従来の「縦割り」の事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による先駆的な取組を支援する「地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」（1,000億円）を創設することとされている。この「地方創生推進交付金」に係る事業の地方負担については、まち・ひと・しごと創生事業費とは別に地方財政措置を講じることとしている。

11 「一億総活躍社会」の実現に向けた取組については、速やかな対応と円滑な実施を図るべきことを踏まえ、その主なものについて次のとおり支援措置を講じることとしている。

- (1) 多子世帯・低所得世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減のために実施する幼児教育無償化に向けた取組の段階的な推進に係る幼稚園就園奨励事業及び子ども・子育て支援新制度の拡充に伴う地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 児童扶養手当については、多子加算の増額を行うこととしており、当該拡充に伴う地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉司の地方交付税措置につい

て、道府県の標準団体で3名増員することとしていること。

(4) 保育士修学資金貸付等事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業については、平成27年度補正予算（第1号）において、都道府県から社会福祉協議会等に貸付事業資金を支出するために必要な経費が措置されたところであるが、貸付事業に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

12 「地域経済好循環推進プロジェクト」については、産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体（産、学、金、官）の連携のもと、雇用吸収力の大きい地域密着型を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」の推進に要する経費、電力の小売自由化を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費、自治体の有するデータをオープン化する「公共クラウド」の推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

13 連携中枢都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」（平成27年12月24日閣議決定）において、現行の連携中枢都市圏に加え、2つの市が中心都市の役割を担う「複眼型連携中枢都市圏」が創設されたところである。対象都市圏については、連携協約を締結しビジョンを策定した市町村の取組に対して、地方交付税措置を講じるとともに、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備について、地域活性化事業債の対象とすることとしている。

14 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、地方財政措置を講じることとしている。なお、平成28年度以降においては、地域活性化事業債の対象分野について、「医療・福祉」、「産業振興」及び「公共交通」の3分野に重点化することとしている。

15 地方版総合戦略に基づき、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金造成を行う場合及び地方公共団体と国公私立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を行う場合に、これらに要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

地方交付税措置の内容については、「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について」（平成27年4月10日付け総務省自治財政局長通知）及び「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱について」（平成27年4月10日付け総務省自治財政局長通知）に記載のとおりであり、一層の活用にご配意いただきたい。特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む役割が期待されており、その活用に積極的に取り組んでいただきたい。

16 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨等を踏まえ、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (3) 公営企業については、少子高齢化等に伴う料金収入の減少、施設・設備老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す現下の経営環境の中においても、必要な住民サービスを安定的に継続できるよう努めること。

そのため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）も踏まえて、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを通じて、効率化・経営健全化の推進に取り組むこと。

- (4) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、抜本的改革を含む効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立の推進に取り組むこと。

17 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- (1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。
- (2) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、効率的な運用を行うなど一層有効な活用を図るとともに、適正な管理・運営に努められたいこと。
- (3) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

18 財政情報の開示については、決算情報の全面的な「見える化」や地方公会計によるストック情報の追加等の観点から、「財政状況資料集」の充実を図ることとしているが、引き続き決算の早期開示や財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示を進め、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」中の「財務書類等活用の手引き」も参考に、これらの情報の財政運営への一層の活用にご留意いただきたい。

19 地方公会計の整備については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で当該基準による財務書類等を全ての地方公共団体において作成して予算編成等に積極的に活用するよう要請しているところであり、積極的に取り組んでいただきたい。なお、当該基準による財務書類等の整備に要する一定の経費について特別交付税措置を講じることとしている。

- 20 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総務省自治行政局長等通知）等を踏まえ、迅速かつ円滑な発注を行う観点から、入札契約手続の効率化、前金払制度の活用及び支払い限度額の見直し等について積極的に取り組んでいただきたい。
- 21 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第50号）、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）等に基づき、国から地方公共団体へ移譲される事務・権限（直轄道路の事務・権限を含む）が円滑に執行できるよう、これらの移譲事務・権限の実施に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 22 医療提供体制及び医療費の適正化は歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想及びこれと整合的な形とする「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画の策定に当たっては、同法に基づく医療費適正化基本方針の検討の動向等も注視しながら、引き続き適切に取り組んでいただきたい。
- 23 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）に基づく国民健康保険の改革に当たっては、財政基盤の強化のため、消費税財源の活用や高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費の優先的な活用により財政支援を順次拡充することとし、平成28年度においては、平成27年度の保険者支援制度の拡充に加え国費による財政安定化基金の積増し等により2,244億円（うち地方負担832億円）を措置し、平成29年度以降は毎年3,400億円程度の公費が投入される予定である。
- あわせて、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的

な役割を担うこと等を内容とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）が成立し、現在、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議等において、制度や運用の詳細について検討が進められているところであり、その動向も注視しながら、新制度への円滑な移行に向けて遗漏のないようにされたい。

これに関し、新制度の施行準備に要する経費について、道府県の標準団体で職員を1名増員する等の地方交付税措置を講じることとしている。

また、平成28年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,685億円）について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（4,597億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 保険者支援制度（2,631億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））
- ③ 高額医療費共同事業（3,363億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））
- ④ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

24 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

- ① 保険料軽減制度（2,771億円（都道府県3/4、市町村1/4））
- ② 高額医療費負担金（2,748億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））
- ③ 財政安定化基金（189億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合

1／3)

(2) 平成28年度は、保険料軽減特例措置（低所得者の均等割9割・8.5割、所得割5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割9割軽減）について継続することとされていること。

ただし、平成29年度から原則的に当該特例措置を廃止するとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講じることとされていること。

25 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業については、事業費総額を増額した上で、障害支援区分認定等事務費等（22億円）について平成28年度から一般財源化することとし、その所要額について、地方交付税措置を講じることとしている。

26 「学校施設環境改善交付金」を受けて実施する小中学校等の非構造部材の耐震化事業の地方負担について、吊り天井の耐震化は構造体に係るI s 値0.3未満の耐震補強・改築事業と、他の非構造部材（外装材、照明器具等）の耐震化はI s 値0.3以上0.6未満の耐震補強事業と、それぞれ同様の地方財政措置を講じることとしている。

27 道府県教育委員会の指導体制強化を図るため、指導主事の地方交付税措置について、標準団体で3名増員することとしている。

また、派遣社会教育主事については、道府県における実態を勘案し、標準団体で3名減員することとしている。

28 「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、自殺対策については、これまで地域自殺対策緊急強化交付金等が補正予算で措置されてきたが、「地域自殺対策強化交付金」が平成28年度当初予算政府案に計上されたところであり、当該交付金に係る事業の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

29 地方公共団体が整備するインターネット接続サービス等の電気通信施設の維持管理費に係る地方交付税措置については、新たに豪雪地帯、辺地及び特定農山村地域を対象地域とともに、当該施設を用いて民間事業者が経営する場合に、災害等により破損した施設の修繕に要する経費等についても対象に加

えることとしている。

30 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び第27次消防審議会答申（平成27年12月22日）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中心とした地域防災力の充実強化にご配意いただきたいたいこと。

このため、引き続き報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要な経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、市町村が行う消防広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防車両の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について地方財政措置を講じることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費についても対象としていること。

また、地域防災計画の見直し、非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 土砂災害や水害など重大な自然災害に対する被害防止対策として、避難指

示・避難勧告等、住民への災害情報の伝達手段の整備を図るため、防災行政無線の戸別受信機の配備に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (5) 東日本大震災を教訓として、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有消防用車両及び資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (6) J-ALETRの配信情報の追加（噴火速報の新設）に伴い、活動火山対策として実施する自動起動装置の改修経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、活動火山対策については、火山防災体制の充実強化に資するよう、活動火山対策避難施設（退避壕・退避舎等）の整備に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じることとしていること。

- (7) 消防本部における女性消防吏員の更なる活躍を推進するため、消防署所等における女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

31 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、中小企業金融対策、消費者行政費、特定非営利活動法人認定事務、国際化推進対策、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、地域医療提供体制の確保、教育教材・学校図書館図書整備、教育情報化の推進、地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 地域おこし協力隊については、平成26年度より地域おこし協力隊員等の起業に要する経費を追加するなどの地方交付税措置の充実を行ってきたところであるが、従来の措置に加え、平成28年度より都道府県が実施する地域おこし協力隊員向けの研修等に要する経費に新たに地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 地域の国際化の推進については、JETプログラムにより招致した外国青年の私立学校における活用に対する都道府県の助成に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしているほか、JETプログラムにより招致

した外国青年の業務及び生活を支援するための人材であるコーディネーターを市町村において活用する場合の経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、地域の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するため、姉妹都市などの外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手・国際交流員・スポーツ国際交流員の活用に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ホストタウンとして政府に登録された地方公共団体が行う事前合宿の受入れや、住民と選手との交流等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、ホストタウンとして登録され、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を、各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業を新たに地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(3) 地域医療提供体制の確保については、医師確保対策として都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等や、ドクターへリの運航に係る国庫補助事業の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講じることとしていること。

また、へき地巡回診療ヘリの運航に係る国庫補助事業について、対象を山村地等へ拡充することとしており、この事業の地方負担について、特別交付税措置を講じることとしていること。

32 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成28年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

33 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として厳しい経営状況にある。

各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅

力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元利償還金について、地方債を充当できることとしている。

34 民間の資金・ノウハウを活用したPPP／PFIへの抜本的転換を加速するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）及び「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

なお、「「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について」（平成27年12月17日付け府政経シ886号、総行地第154号 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省大臣官房地域力創造審議官通知）を通知したところであり、これを踏まえて適切に対応いただきたい。

35 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、東日本大震災に関するメンタルヘルス対策5か年事業（平成28年度～平成32年度）に該当する経費に対して、次のとおり地方交付税措置を講じることとしている。

- (1) 東日本大震災の被災団体等の職員及び東日本大震災の被災団体等に現に派遣されている職員に係る経費について、震災復興特別交付税を措置することとしていること。
- (2) 東日本大震災の被災団体等に派遣され、当該派遣が終了し所属団体の職務に復帰した職員に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

36 「税制抜本改革法（地方）」に基づく地方消費税の引上げについて次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが地方税法上明記されていること。

地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご配意いただきたいこと。

なお、決算ベースにおいて、地方財政全体で、平成26年度分の社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

(2) 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

消費税率（国・地方）の引上げについて、今回の社会保障と税の一体改革に対する国民の一層の理解と協力を得るために、今回の改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

(3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引

上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率（国・地方）の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き適切に取り組んでいただく必要があること。

また、「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて」（平成25年10月8日付け総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長通知）等の通知を踏まえ、引き続き、適正な転嫁を基本とした対応を徹底していただきたいこと。

37 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、以下のとおりとされている。

- (1) 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。
- (2) 財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成28年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として70億円の增收を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを29億円の增收、国の税制改正の影響に伴うものを41億円の增收と見込んでいること。
- ② 平成28年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、1兆2,103億円、3.2%の増の38兆7,022億円（道府県税にあっては6.1%の増、市町

村税にあっては0.8%の増)になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.2%の増、法人税割18.0%の減、法人事業税16.7%の増、地方消費税6.5%の増、市町村民税のうち所得割1.1%の増、法人税割6.4%の減、固定資産税(交付金を除く。)

1.3%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- ③ 法人事業税については、資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)を、現行(平成27年度)の8分の3から8分の5に拡大することとしていること。

これらの改正は、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から適用することとしていること。

また、上記に対応して、法人事業税の超過課税を行っている団体にあっては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても併せてご配慮いただきたいこと。

- ④ 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

- ⑤ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方譲与税の収入見込額は、2兆4,322億円（前年度比2,532億円、9.4%減）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,578億円（同85億円、3.2%減）、石油ガス譲与税93億円（同7億円、7.0%減）、航空機燃料譲与税149億円（同2億円、1.4%増）、自動車重量譲与税2,626億円（同41億円、1.6%増）、特別とん譲与税125億円（前年度同額）及び地方法人特別譲与税1兆8,751億円（同2,483億円、11.7%減）となっていること。
- ② 航空機燃料譲与税については、平成26年度地方税制改正において、着陸料割の譲与割合を2分の1（従来3分の1）、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（従来3分の2）とし、平成26年度及び平成27年度に限り激変緩和措置を講じてきたが、平成28年度から、本則どおり着陸料割の譲与割合が2分の1、騒音世帯数割の譲与割合が2分の1となること。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込み額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,233億円（前年度比44億円、3.7%増）である。

(4) 地方交付税

平成28年度の地方交付税に係る国的一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の22.3%相当額の合計額14兆3,295億円（平成20年度、平成21年度補正予算に係る精算額1,811億円を減額した後の額）に国的一般会計における加算額8,283億円（既往法定分等（5,536億円）及び臨時財政対策特例加算（2,747億円）の合計額）を加えた15兆1,578億円であり、前年度当初に比し2,591億円、1.7%の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額6,365億円、前年度からの繰越金1兆2,644億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額4,000億円及び支払利子額1,584億

円を減額した 16兆7,003億円であり、前年度に比し 546億円、0.3%の減となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

(ア) 地方財政計画に計上することとしている「重点課題対応分（仮称）」（2,500億円）に対応し、普通交付税において、「自治体情報システム構造改革推進事業」については1,395億円程度、「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」については400億円程度、「森林吸収源対策等の推進」については330億円程度を算定することとしていること。

また、上記の他、特別交付税措置を講じることとしていること。

(イ) 「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、平成27年度に引き続き「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において措置することとしていること。また、「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、平成27年度と同様に、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」について、それぞれ5,000億円程度及び1,000億円程度を算定することとしていること。

(ウ) 地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により2,300億円程度（道府県分1,000億円程度、市町村分1,300億円程度）、既存費目の単位費用への算入により2,150億円程度（道府県分1,100億円程度、市町村分1,050億円程度）を算定することとしていること。

(エ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく

変化したことを踏まえ、平成26年度又は平成27年度に見直しを行った支所に要する経費、消防費、清掃費及び離島の増嵩経費については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

また、保健衛生費、社会福祉費及び高齢者保健福祉費については、単位費用の見直し及び旧市町村における保健福祉に係る住民サービス経費の算定、その他の教育費及び徴税費については、単位費用の見直し及び人口密度による補正の充実を行うとともに、保健福祉等に係る離島の増嵩経費の見直しを行うこととし、平成28年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

さらに、平成29年度以降も、引き続き見直しを行うこととしていること。

(才) 基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費又は事業費補正のウェイト等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 一般的に、道府県分にあっては法人事業税及び地方消費税の増、道府県民税法人税割及び地方法人特別譲与税の減が見込まれ、市町村分にあっては固定資産税及び地方消費税交付金の増、市町村民税法人税割の減が見込まれること。

(イ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、地方法人特別譲与税及び地方消費税（交付金）については、統計数値（国勢調査人口及び従業者数）の更新に対応し、平成28年度に限り、当該年度の地方法人特別譲与税の譲与見込額、地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。また、道府県民税所得割及び市町村民税所得割については、納税義務者数の算定方法を前年度の課税実績に

算定年度の賦課期日現在（平成28年1月1日）における20歳以上の住民基本台帳人口の対前年度伸率を乗じる方法に見直すこととしているため、これを踏まえて見積もる必要があること。

(ウ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(エ) 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成27年度に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあっては、道府県分は0.5%程度の減、市町村分は±0.0%程度、包括算定経費にあっては、それぞれ道府県分7.0%程度の減、市町村分6.5%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 交付税総額における特別交付税の割合（現行6%）を平成28年度には5%、平成29年度以降には4%へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることとなっているが、災害の多発、多様化により災害関連経費が多額に生じていること等から、地方交付税法の本則を改正するための所要の法律改正を行い、平成28年度以降の特別交付税の割合を6%に維持すること。

イ 平成28年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）

の総額は、平成27年度に比し0.3%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成27年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあっては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

ウ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目、震災復興特別交付税及び過疎対策事業債との二重計上がないか等について十分点検いただくほか、このような二重計上等がないよう特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障の充実分を含む社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上1.1%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成28年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

平成27年12月24日に公表した平成28年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は11兆2,082億円（前年度比7,160億円、6.0%減）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は8兆8,607億円（同6,402億円、6.7%減）、公営企業会計等分は2兆3,475億円（同758億円、3.1%減）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき、既存の公共施設の集約化・複合化に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業債を1,130億円（前年度比720億円、175.6%の増）を見込むとともに、既存の公共施設等の転用事業に係る地域活性化事業債を110億円（前年度比20億円、22.2%の増）を見込んでいること。

また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債についても、480億円（前年度比140億円、41.2%の増）を見込んでいること。

② 過疎対策事業債については、平成27年度に引き続き、地方創生に寄与する事業を推進するため充実することとし、4,200億円（前年度比100億円、2.4%の増）を見込んでいること。

また、平成27年度に創設した「地方創生特別分」については、地方版総合戦略の対象期間である平成31年度まで継続する取扱いとすることとしていること。

辺地対策事業債については、前年度同額の465億円を見込んでいること。

③ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債について5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。

④ 退職手当債については、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第5条の特例措置を平成28年度から平成37年度までの10年間延長することとし、所要の法律改正を行う予定であること。

なお、退職手当債の発行抑制を図る観点から、発行可能額の算定方法の見直しを行うこととしていること。

⑤ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、臨時財政対策債は市町村（指定都市を除く。）について原則として全額公的資金を配分することとしていること。

⑥ 満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足

として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行わみたいこと。

⑦ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができる。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とできること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆6,247億円（前年度比203億円、1.3%増）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、4,900人の純減としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う3,667人の減員に対して、525人の改善増を見込むことにより、全体として3,142人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、247人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、2,459人の減員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、994人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、46人の減員を見込んでいること。

② 地方財政計画上の退職手当については、前年度に比し3.3%程度減の1兆7,500億円程度計上することとしていること。

- ③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。
- ④ 平成28年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。
- ⑤ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成27年12月4日閣議決定）に基づき国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえた見直しを着実に推進するよう要請したところであり、地方財政計画上の給料単価等については、地方公共団体において、国家公務員における給与制度の総合的見直しと同様の見直しを実施するものとして見込んでいること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障の充実分等を計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出361億円を減じ、14兆374億円（前年度比410億円、0.3%増）を計上することとしていること。上記361億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,597億円、都道府県調整交付金6,685億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,771億円を合算した1兆5,053億円（前年度比82億円、0.5%減）を計上することとしていること。
- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとし

ていること。

なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、地方交付税措置を講じることとしていること。

- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成28年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 国の公共事業関係費は前年度比0.0%増とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、5,700億円程度（前年度比約1.4%減）、補助事業費については、5兆2,000億円程度（前年度比約1.1%増）となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約0.8%の増となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画の策定団体数が増加していることなどを踏まえ、地方公共団体における公共施設の集約化・複合化等を一層促進するため「公共施設等最適化事業費」を2,000億円（前年度比100.0%増）計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し3.0%増の5兆4,341億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上年度に比し1.1%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画と決

算とのかい離を是正する観点も踏まえ、地方財政計画上前年度に比し5.1%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、地方公営企業法等に定める一般会計との間ににおける経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 岁入

① 震災復興特別交付税

ア　復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置する震災復興特別交付税については、4,802億円（平成27年度震災復興特別交付税に係る年度調整分1,324億円を含む。）を計上することとしている。

イ　震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成27年9月7日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、震災復興特別交付税の精算が適切になされているか十分点検いただくとともに、算定対象とならない経費や過去に計上した経費を含めて基礎数値を回答することがないよう、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者等も回答内容を確認するなど適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ　震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算してきたところであるが、新規算定額から減額できない額の返還について所要の法律改正を行う予定である。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として79億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費1兆2,600億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

平成27年12月24日に公表した平成28年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額382億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は333億円、公営企業会計等分は49億円を見込んでいる。

(2) 岁出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費1兆6,400億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、894億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（376億円）

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等（518億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分169億円、条例減免分82億円、「復興特区法等」に基づく特例措置分110億円を合算した361億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出361億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額として720億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として589億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を1,310億円計上することとしている。

第6 地方公営企業

1 地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、公営企業の全面的な「見える化」を推進するとともに、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討及び経営戦略の策定を推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとしているので、各公営企業におかれでは、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえ、各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むにあたっては、その前提として、事業廃止、民営化等を含む経営のあり方について検討すること。また、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況や課題等について調査・公表していくこととしているので、積極的に活用されたいこと。

(2) 各公営企業においては中長期的な基本計画である「経営戦略」を早期に策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、平成27年度中に「経営戦略策定ガイドライン」を公表するので、積極的に活用されたいこと。

なお、「経営戦略」の策定に要する経費について、公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費を含め、地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、平成31年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むこと。なお、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

また、平成27年度から上・下水道事業について公表する経営比較分析表について、今後、公表分野を拡大するなど、公営企業の全面的な「見える化」を推進していくこととしているので、抜本的な改革の検討及び経営戦略の策定等に積極的に活用されたいこと。

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
- (2) 地方公営企業法を適用していない下水道事業に係る資本費平準化債の発行可能額を適切に算定するため、減価償却費相当額について、資産毎の平均耐用年数を用いて算定する方法に改めることとしていること。
- (3) 水道事業については、簡易水道事業の統合を推進するため、高料金対策及び簡易水道の建設改良に係る地方財政措置について、統合後の激変緩和措置を講じることとしていること。

3 公立病院改革については、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、病院事業を設置している地方公共団体においては、都道府県が策定する地域医療構想を踏まえつつ、平成28年度中に新公立病院改革プランを策定するとともに、その着実な実施に取り組むことにご留意いただきたい。

その際、プラン策定経費、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について引き続き地方財政措置を講じるほか、特別交付税措置について所要の見直しを行うこととしているので、ご留意いただきたい。

平成 28 年度予算編成の基本方針

平成 27 年 11 月 27 日
閣 議 決 定

1. 基本的考え方

(1) 「経済・財政再生計画」の着実な推進

① 「経済再生なくして財政健全化なし」。これは、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学であり、2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標の達成に向けた今後 5 年間の基本方針でもある。我々が目指すのは経済再生と財政健全化の二兎を得る道である。

② 我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、2015 年度（平成 27 年度）の国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「P B」という。）赤字対 GDP 比半減目標も達成見込みである。この成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

③ 政府の経済財政運営の根幹である「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下「基本方針 2015」という。）は、経済再生と財政健全化を共に達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取組である。すなわち、経済再生については、消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組による潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指すものである。

こうした中、緩やかな回復基調にある我が国の経済は、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがある。このため、ローカル・アベノミクスの浸透を更に図ることが重要である。

政府としては、今後とも、中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しつつ、「基本方針 2015」に沿って経済財政運営を進めていく。

④ 「基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」においては、2020 年度（平成 32 年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初 3 年間（2016 ~2018 年度（平成 28~30 年度））を「集中改革期間」と位置づけ、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018 年度（平成 30 年度）の P B 赤字の対 GDP 比▲ 1 %程度を目安としている。

そのための取組として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を 3 本柱とし、そのうち、「歳出改革」については、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」という 3 つの取組

を中心着実に推進する。

歳出改革については、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において、主要歳出分野ごとの成果指標（ＫＰＩ）設定や改革工程表の策定、誰もが活用できる形での情報開示（見える化）の徹底など、計画の具体化を進め、今後、改革工程表に沿って、着実に実行する。また、同委員会において、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

（2）「一億総活躍社会」の実現とＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応

① アベノミクスの第二ステージで掲げた新・三本の矢の第一の矢「希望を生み出す強い経済」は、これまでの三本の矢を束ねて一層強化したものであり、具体的な目標は戦後最大の名目ＧＤＰ600兆円を2020年（平成32年）頃に達成することである。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靭化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

政府は、誰もが生きがいをもって、充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現を目指し、「一億総活躍国民会議」を発足させ、11月26日に緊急に実施すべき対策が取りまとめられたところである。

この緊急対策に取り組むことにより、名目ＧＤＰ600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかりと下支えする。

② ＴＰＰ協定についても、本年10月に大筋合意に達したことから、ＴＰＰを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、11月25日に決定した「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

これらの取組は、いずれも将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題であり、それぞれを着実に、かつ整合的に進めていくことが必要である。

2. 予算の編成についての考え方

（1）「一億総活躍社会」の実現、ＴＰＰを踏まえた対応

強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、ＴＰＰを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算での対応と併

せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

(2) 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

- ① 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。あわせて、同計画における国的一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。
- ② 具体的には、改革工程表に基づき実施する平成28年度の取組が、予算に反映する施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成28年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やP D C Aサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成28年度予算にその取組を反映させる。
- ③ 歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成28年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。
こうした取組により、政策効果の見える化やP D C Aサイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。
- ④ 予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

平成 27 年 12 月 22 日
閣 議 了 解

1. 平成 27 年度の経済動向及び平成 28 年度の経済見通し

(1) 平成 27 年度及び平成 28 年度の主要経済指標

	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績見込み)	平成28年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成26年度	%	平成27年度	%程度	平成28年度	%程度
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	489.6	503.1	518.8	1.5	▲ 1.0	2.7	1.2	3.1	1.7
民間最終消費支出	293.2	295.9	304.9	▲ 0.8	▲ 2.9	0.9	1.0	3.0	2.0
民間住宅	14.4	14.8	15.6	▲ 8.5	▲ 11.7	2.7	2.8	5.0	3.8
民間企業設備	68.4	70.7	74.7	1.6	0.1	3.4	2.8	5.6	4.5
民間在庫品増加 (内は寄与度)	0.2	1.1	0.3	(0.6)	(0.6)	(0.2)	(0.2)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	88.4	90.4	95.7	10.5	7.8	2.3	2.1	5.8	4.8
(控除)財貨・サービスの輸入	99.7	93.8	97.0	3.9	3.3	▲ 5.9	1.4	3.4	5.2
内需寄与度				0.5	▲ 1.6	1.1	1.1	2.7	1.8
民需寄与度				0.1	▲ 1.5	1.3	1.2	2.6	1.8
公需寄与度				0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	0.1	0.0
外需寄与度				1.0	0.6	1.6	0.1	0.4	▲ 0.1
国民総所得	510.7	527.1	543.8	2.1	▲ 0.4	3.2	3.0	3.2	2.1
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度	%程度	%程度	
労働力人口	6,593	6,606	6,620		0.2		0.2		0.2
就業者数	6,360	6,385	6,405		0.6		0.4		0.3
雇用者数	5,607	5,643	5,665		0.8		0.6		0.4
完全失業率	%	%程度	%程度						
	3.5	3.3	3.2						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 0.4	0.1	3.2						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.8	▲ 2.9	0.2						
消費者物価指数・変化率	2.9	0.4	1.2						
GDPデフレーター・変化率	2.5	1.5	1.4						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度	%程度		
貿易・サービス収支	▲ 9.3	▲ 0.9	1.5						
貿易収支	▲ 6.6	0.5	1.9						
輸出	75.6	75.7	79.0		8.4	0.1		4.4	
輸入	82.2	75.2	77.2		1.8	▲ 8.6		2.7	
経常収支	7.9	18.5	21.7						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	1.6	3.7	4.2						

(注 1) 消費者物価指数は総合である。

(注 2) 消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算すると、平成 26 年度の消費者物価指数・変化率は 0.9% 程度、GDP デフレーター・変化率は 1.1% 程度と見込まれる。

(2) 平成 27 年度の経済動向

平成 27 年度の我が国経済をみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。

政府は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向け、平成 27 年 11 月 26 日に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(以下「緊急対策」という。)¹を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格等の下落の影響があるものの、経済の好循環が進展する中で、物価の基調は緩やかに上昇している。

この結果、平成 27 年度の実質国内総生産（実質 G D P）成長率は 1.2%程度、名目国内総生産（名目 G D P）成長率は交易条件の改善もあって 2.7%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 0.4%程度の上昇と見込まれる。

(3) 平成 28 年度の経済見通し

平成 28 年度の我が国経済は、「緊急対策」など、「2. 平成 28 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、経済の好循環の進展により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け更なる前進が見込まれる。

この結果、平成 28 年度の実質 G D P 成長率は 1.7%程度、名目 G D P 成長率は 3.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.2%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を始めとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等に留意する必要がある。

¹ 平成 27 年 11 月 26 日第 3 回一億総活躍国民会議とりまとめ

①実質国内総生産（実質GDP）

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善により、緩やかに増加する。また、消費税率引上げ前の増加が見込まれる（対前年度比2.0%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境の改善により、緩やかに増加する。また、消費税率引上げ前の増加が見込まれる（対前年度比3.8%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

企業収益の改善や各種政策の効果等もあり、緩やかに増加する（対前年度比4.5%程度の増）。

(iv) 公需

27年度補正予算の効果や社会保障関係費等の増加はあるものの、過去の経済対策の実施が進んだこと等もあり、おむね横ばいとなる（実質経済成長率に対する公需の寄与度0.0%程度）。

(v) 外需

世界経済が緩やかに回復するものの、内需を反映した輸入の伸びにより減少する（実質経済成長率に対する外需の寄与度▲0.1%程度）。

②実質国民総所得（実質GNI）

交易条件が緩やかに改善することや海外からの所得の増加により、実質国民総所得（実質GNI）は実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比2.1%程度の増）。

③労働・雇用

雇用環境が改善する中で、女性や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は緩やかに増加する（対前年度比0.4%程度の増）。完全失業率はやや低下する（3.2%程度）。

④鉱工業生産

輸出や国内需要の増加等から増加する（対前年度比3.2%程度の増）。

⑤物価

消費者物価（総合）上昇率は経済の好循環による需給の引き締まりにより、1.2%程度となる。GDPデフレーターは引き続き上昇する（対前年度比1.4%程度の上昇）。

⑥国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景とした輸出の増加や、交易条件の緩やかな改善等により、貿易収支は黒字となり、経常収支黒字は増加する（経常収支対名目GDP比4.2%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成28年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成26年度 (実績)	平成27年度	平成28年度
世界GDP（日本を除く）の実質成長率（%）	3.1	2.8	3.3
円相場（円／ドル）	110.0	122.0	122.6
原油輸入価格（ドル／バレル）	90.6	52.1	44.0

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成27年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（122.6円／ドル）で同年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成27年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（44.0ドル／バレル）で同年12月以後一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成 28 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、これまでのアベノミクスの成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

デフレ脱却・経済再生については、アベノミクス第二ステージにおいて、戦後最大の名目GDP600兆円を2020年（平成32年）頃に達成することを目標とし、これまでの三本の矢を束ねて一層強化した新たな第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を推進していく。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靭化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

一億総活躍社会の実現に向け最優先で推進する必要のある「緊急対策」に取り組むことにより、民間の取組ともあいまって、投資促進・生産性革命の実現や、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかりと下支えする。

加えて、「総合的なTPP関連政策大綱」²を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

また、未来投資による生産性革命とローカル・アベノミクスを推進するため、「『日本再興戦略』改訂2015」³を着実に実施する。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」⁴に盛り込まれた「経済・財政再生計画」に沿って、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初3年間（2016～2018年度（平成28～30年度））を「集中改革期間」と位置づけ、2018年度（平成30年度）のP B赤字の対GDP比▲1%程度を目安として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進する。平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」

² 平成27年11月25日TPP総合対策本部決定

³ 平成27年6月30日閣議決定

⁴ 平成27年6月30日閣議決定

への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革・歳入改革を着実に推進する。

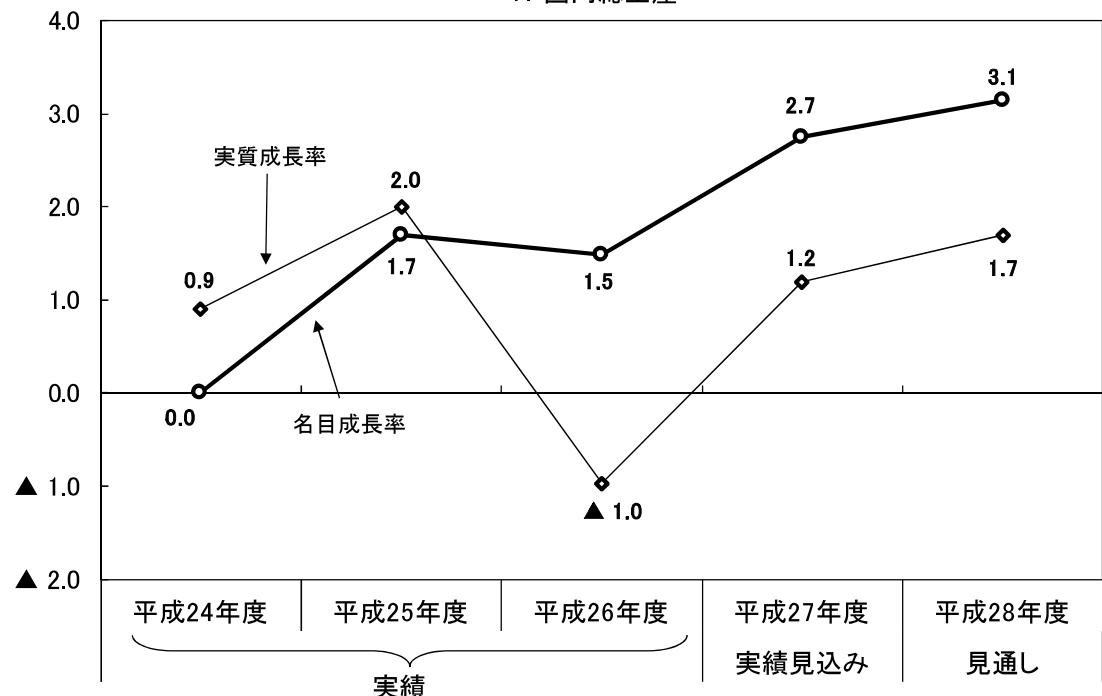
日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

(参考)

主な経済指標

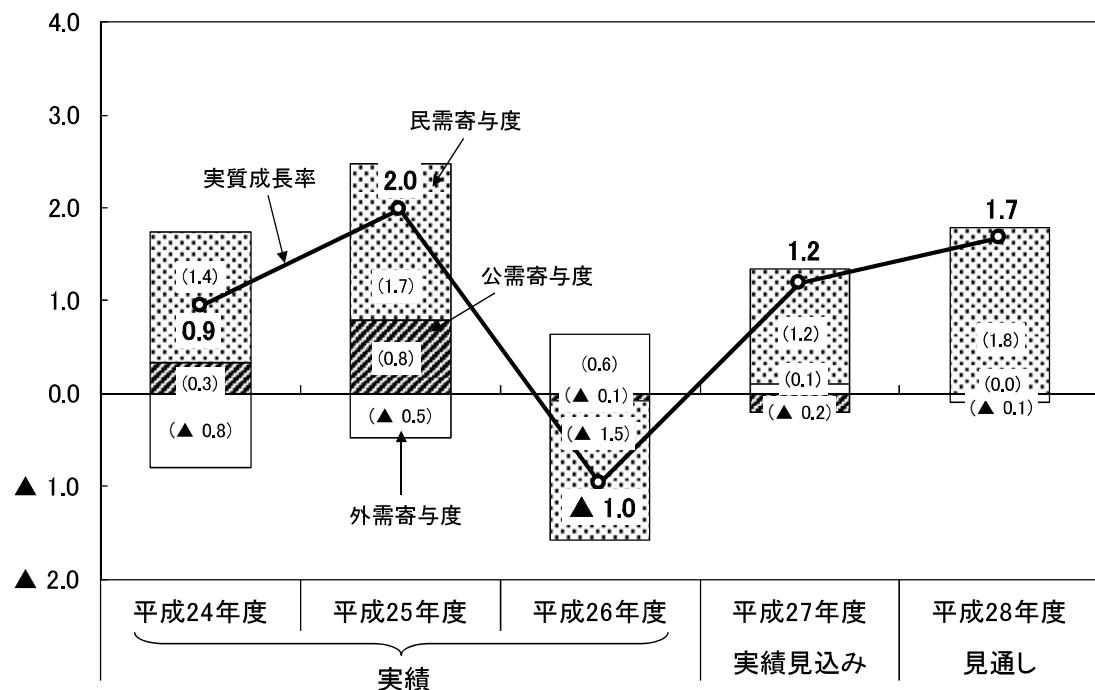
(%、%程度)

1. 国内総生産



(%、%程度)

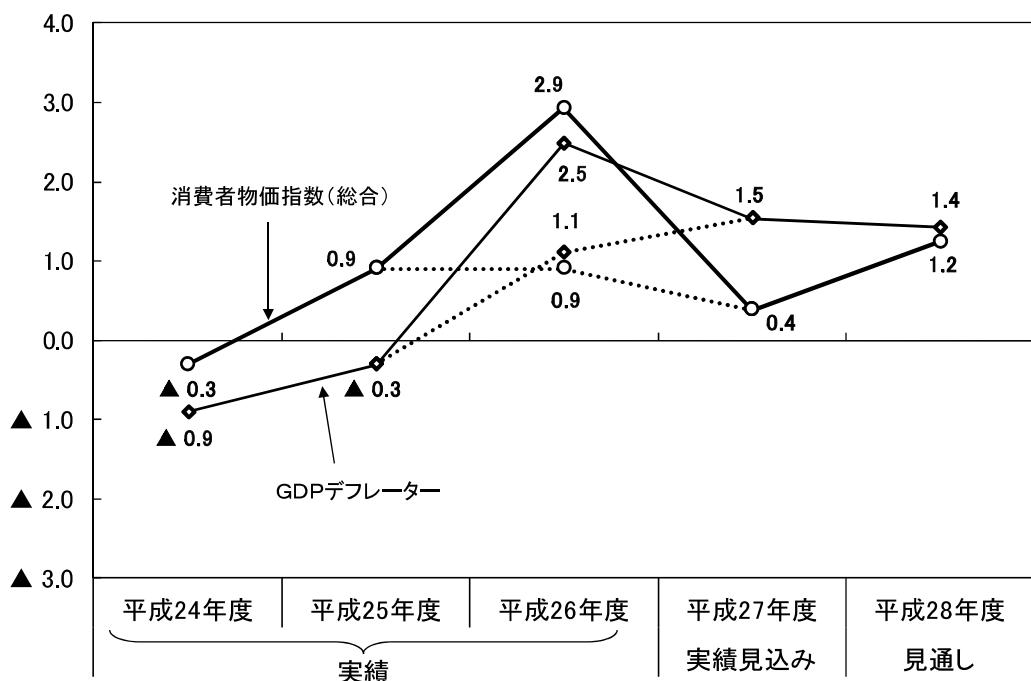
2. 実質成長率と寄与度



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

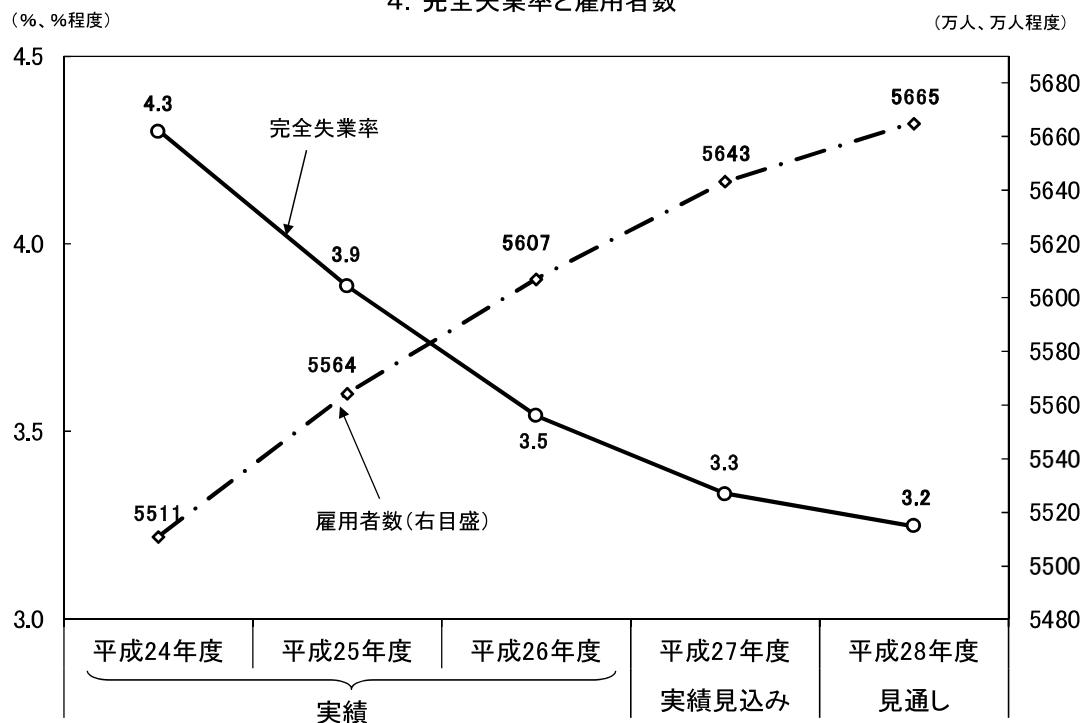
(%, %程度)

3. 物価関係指数の変化率



※ 平成26年度の点線は消費税率引上げの影響を機械的に除いて試算した場合。

4. 完全失業率と雇用者数



資料3

平成28年度一般会計歳入歳出概算

平成27年12月24日
(単位 億円)

区分	前年度予算額 (当初) (A)	平成28年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳入				%
1.租税及印紙収入	545,250	576,040	30,790	5.6
2.その他収入	49,540	46,858	△ 2,681	△ 5.4
3.公債金	368,630	344,320	△ 24,310	△ 6.6
(1)公債金	60,030	60,500	470	0.8
(2)特例公債金	308,600	283,820	△ 24,780	△ 8.0
合計	963,420	967,218	3,799	0.4
歳出				
1.国債費	234,507	236,121	1,614	0.7
2.基礎的財政収支対象経費	728,912	731,097	2,185	0.3
(1)一般歳出	573,555	578,286	4,731	0.8
(2)地方交付税交付金等	155,357	152,811	△ 2,547	△ 1.6
合計	963,420	967,218	3,799	0.4

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成28年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 别	前 年 度 予 算 額 (当 初) (A)	平 成 28 年 度 概 算 額 (B)	比 較 増 △ 減 額 (B-A)	伸 率
皇 室 費	61	61	△ 0	△ 0.3 %
国 会	1,386	1,387	0	0.0
裁 判 所	3,131	3,153	22	0.7
会 計 檢 查 院	171	168	△ 3	△ 1.8
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	26,143	27,069	926	3.5
警 察 庁	3,216	3,277	61	1.9
総 務 省	163,428	159,914	△ 3,513	△ 2.1
うち 地 方 交 付 税 交 付 金 等	(155,357)	(152,811)	(△ 2,547)	(△ 1.6)
法 務 省	7,375	7,420	45	0.6
外 務 省	6,854	7,140	286	4.2
財 務 省	18,565	17,952	△ 613	△ 3.3
文 部 科 学 省	53,349	53,216	△ 133	△ 0.2
厚 生 労 働 省	299,146	303,110	3,963	1.3
農 林 水 産 省	21,356	21,392	36	0.2
経 済 産 業 省	9,220	9,386	166	1.8
国 土 交 通 省	59,247	59,178	△ 69	△ 0.1
環 境 省	2,962	3,233	270	9.1
防 衛 省	49,801	50,541	740	1.5
予 備 費	3,500	3,500	—	—
小 計 (基 礎 的 財 政 収 支 対 象 経 費)	728,912	731,097	2,185	0.3
う ち 一 般 歳 出	(573,555)	(578,286)	(4,731)	(0.8)
国 債 費	234,507	236,121	1,614	0.7
合 計	963,420	967,218	3,799	0.4

(注) 前年度予算額は、28年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

平成28年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当 初) (A)	平成28年度 概 算 額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
社会保障関係費	315,326	319,738	4,412	1.4%
文教及び科学振興費	53,584	53,580	△4	△0.0%
うち科学技術振興費	(12,857)	(12,929)	(72)	(0.6%)
恩給関係費	3,932	3,421	△511	△13.0%
地方交付税交付金等	155,357	152,811	△2,547	△1.6%
防衛関係費	49,801	50,541	740	1.5%
公共事業関係費	59,711	59,737	26	0.0%
経済協力費	5,064	5,161	97	1.9%
中小企業対策費	1,856	1,825	△31	△1.7%
エネルギー対策費	8,985	9,308	323	3.6%
食料安定供給関係費	10,417	10,282	△135	△1.3%
その他の事項経費	61,379	61,193	△185	△0.3%
予備費	3,500	3,500	—	—
小計 (基礎的財政収支対象経費)	728,912	731,097	2,185	0.3%
うち一般歳出	(573,555)	(578,286)	(4,731)	(0.8%)
国債費	234,507	236,121	1,614	0.7%
合 計	963,420	967,218	3,799	0.4%

(注) 前年度予算額は、28年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

1. 平成28年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項目		平成28年度 (見込)		平成27年度		増減率 (見込)	
歳入	地方税	387,022	億円	374,919	億円	3.2	%
	地方譲与税	24,322	億円	26,854	億円	▲ 9.4	%
	地方特例交付金	1,233	億円	1,189	億円	3.7	%
	地方交付税	167,003	億円	167,548	億円	▲ 0.3	%
	地方債	88,607	億円	95,009	億円	▲ 6.7	%
	うち臨時財政対策債	37,880	億円	45,250	億円	▲ 16.3	%
	復旧一般財源復興充當事業分	▲ 79	億円	-	億円	-	-
	全国一般財防災充當事業分	▲ 589	億円	▲ 275	億円	114.2	%
	歳入合計	約 857,700	億円	852,710	億円	約 0.6	%
	「一般財源」	616,792	億円	615,485	億円	0.2	%
(水準超経費を除く)		602,292	億円	601,685	億円	0.1	%
歳出	給与関係経費	約 203,300	億円	203,351	億円	約 ▲ 0.0	%
	退職手当以外	約 185,800	億円	185,291	億円	約 0.3	%
	退職手当	約 17,500	億円	18,060	億円	約 ▲ 3.3	%
	一般行政経費	約 358,000	億円	350,589	億円	約 2.1	%
	うち補助分	約 190,100	億円	185,490	億円	約 2.5	%
	うち単独分	約 140,400	億円	139,964	億円	約 0.3	%
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000	億円	10,000	億円	0.0	%
	うち重点課題対応分(仮称)	2,500	億円	-	億円	皆増	
	地域経済等基盤強化費	4,450	億円	8,450	億円	▲ 47.3	%
	公用債	約 128,100	億円	129,512	億円	約 ▲ 1.1	%
	維持補修経費	約 12,200	億円	11,601	億円	約 5.1	%
	投資的経費	約 112,100	億円	110,010	億円	約 1.9	%
	うち直轄・補助分	約 57,700	億円	57,252	億円	約 0.8	%
	うち単独分	約 54,300	億円	52,758	億円	約 3.0	%
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	億円	5,000	億円	0.0	%
	うち公共施設等最適化事業費	2,000	億円	1,000	億円	100.0	%
	公営企業繰出金	約 25,100	億円	25,397	億円	約 ▲ 1.0	%
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 15,900	億円	16,247	億円	約 ▲ 2.1	%
水準超経費		14,500	億円	13,800	億円	5.1	%
歳出	歳出合計	約 857,700	億円	852,710	億円	約 0.6	%
	(水準超経費を除く)	約 843,200	億円	838,910	億円	約 0.5	%
	地方一般歳出	約 699,200	億円	693,151	億円	約 0.9	%

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料 5

2. 平成28年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項目		平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	震災復興特別交付税	4,802 億円	5,898 億円	▲ 18.6 %
	国庫支出金	約 12,600 億円	13,717 億円	約 ▲ 8.0 %
	地方政府債	333 億円	355 億円	▲ 6.2 %
	一般財源充当分	79 億円	- 億円	皆増
計		約 17,900 億円	20,060 億円	約 ▲ 10.8 %
歳出	直轄・補助事業費	約 16,400 億円	18,024 億円	約 ▲ 8.8 %
	地方単独事業費	1,254 億円	1,683 億円	▲ 25.5 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	361 億円	730 億円	▲ 50.5 %
	計	約 17,900 億円	20,060 億円	約 ▲ 10.8 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目		平成28年度 (見込)	平成27年度	増減率 (見込)
歳入	地方税	720 億円	708 億円	1.7 %
	一般財源充当分	589 億円	275 億円	114.2 %
	国庫支出金	- 億円	1,524 億円	皆減
	地方政府債	- 億円	2,397 億円	皆減
歳出	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,310 億円	4,905 億円	▲ 73.3 %
	全国防災対策費に係る直轄・補助事業費	- 億円	3,922 億円	皆減
	公債費	1,310 億円	983 億円	33.3 %
計		1,310 億円	4,905 億円	▲ 73.3 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

平成28年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区分	平成28年度 当初予算額 A	平成27年度				増減額		増減率	
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国税	所得税(ア)	179,750	164,420	11,480	175,900	15,330	3,850	9.3	2.2
	法人税(イ)	122,330	109,900	7,510	117,410	12,430	4,920	11.3	4.2
	酒税(ウ)	13,590	13,080	-	13,080	510	510	3.9	3.9
	消費税(エ)	171,850	171,120	-	171,120	730	730	0.4	0.4
一般会計	(ア)×33.1%	59,497	54,423	3,800	58,223	5,074	1,274	9.3	2.2
	(イ)×33.1%	40,491	36,377	2,486	38,863	4,114	1,629	11.3	4.2
	(ウ)×50%	6,795	6,540	-	6,540	255	255	3.9	3.9
	(エ)×22.3%	38,323	38,160	-	38,160	163	163	0.4	0.4
	小計	145,106	135,500	6,286	141,785	9,606	3,321	7.1	2.3
	過年度精算分(20年度分等)	-	-1,659	-	-1,659	1,659	1,659	皆減	皆減
	20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	-827	-827	-	-827	-	-	0.0	0.0
	21年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	-984	-	-	-	-984	-984	皆増	皆増
	過年度精算分(26年度分)	-	-	6,365	6,365	-	-6,365	-	皆減
	小計(法定率分等)	143,295	133,013	12,651	145,664	10,281	-2,369	7.7	-1.6
特別会計	法定加算等	5,536	4,326	-	4,326	1,210	1,210	28.0	28.0
	別枠の加算	-	2,300	-	2,300	-2,300	-2,300	皆減	皆減
	臨時財政対策特例加算額	2,747	14,529	-	14,529	-11,782	-11,782	-81.1	-81.1
	計(一般会計繰入れ)	151,578	154,169	12,651	166,819	-2,591	-15,242	-1.7	-9.1
	地方法人税法定率分	6,365	4,770	455	5,225	1,595	1,140	33.4	21.8
	地方法人税過年度精算分(26年度分)	-	-	7	7	-	-7	-	皆減
	返還金	0	0	-	0	-0	-0	-87.4	-87.4
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額	-4,000	-3,000	-	-3,000	-1,000	-1,000	33.3	33.3
	借入金等利子充当分	-1,584	-1,614	-	-1,614	30	30	-1.9	-1.9
計	剰余金の活用	-	1,000	-	1,000	-1,000	-1,000	皆減	皆減
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000	3,000	-	3,000	-1,000	-1,000	-33.3	-33.3
	前年度からの繰越金	12,644	9,224	-	9,224	3,420	3,420	37.1	37.1
	翌年度への繰越金	-	-	-12,644	-12,644	-	12,644	-	皆減
	計	167,003	167,548	469	168,017	-546	-1,014	-0.3	-0.6

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料 7

平成 28 年度 各種交付金計上額

(単位 : 億円、%)

交付金名	28年度	27年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	642.4	672.4	△ 30.0	△ 4.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	283.4	275.4	8.0	2.9
施設等所在市町村調整交付金	72.0	70.0	2.0	2.9
電源立地地域対策等交付金	1,258.2	1,273.6	△ 15.4	△ 1.2
特定防衛施設周辺整備調整交付金	360.2	360.3	△ 0.1	△ 0.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	54.5	56.4	△ 1.9	△ 3.4

平成28年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項目	平成28年度 計画額(A)	平成27年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B) × 100
一一般会計債				
1公共事業等	16,601	16,389	212	1.3
2公営住宅建設事業	1,141	1,126	15	1.3
3災害復旧事業	711	647	64	9.9
4教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36	1.1
(1)学校教育施設等	1,248	1,232	16	1.3
(2)社会福祉施設	381	376	5	1.3
(3)一般廃棄物処理	657	649	8	1.2
(4)一般補助施設等	569	562	7	1.2
(5)施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5一般単独事業	21,474	20,543	931	4.5
(1)一般	4,362	4,351	11	0.3
(2)地域活性化	690	490	200	40.8
(3)防災対策	871	871	0	0.0
(4)地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
6辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100	2.2
(1)辺地対策	465	465	0	0.0
(2)過疎対策	4,200	4,100	100	2.4
7公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
9調整	100	100	0	0.0
計	49,132	48,074	1,058	2.2
二公営企業債				
1水道事業	4,473	4,334	139	3.2
2工業用水道事業	222	178	44	24.7
3交通事業	1,654	1,786	△ 132	△ 7.4
4電気事業・ガス事業	178	164	14	8.5
5港湾整備事業	461	544	△ 83	△ 15.3
6病院事業・介護サービス事業	4,434	4,116	318	7.7
7市場事業・と畜場事業	458	2,096	△ 1,638	△ 78.1
8地域開発事業	699	805	△ 106	△ 13.2
9下水道事業	11,597	10,981	616	5.6
10観光その他事業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	24,270	25,118	△ 848	△ 3.4
合計	73,402	73,192	210	0.3

(単位：億円、%)

項目		平成28年度 計画額(A)	平成27年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
総 計		(302) 112,082	(345) 119,242	(△ 43) △ 7,160	(△ 12.5) △ 6.0
内 訳	普 通 会 計 分 公 営 企 業 会 計 等 分	88,607 23,475	95,009 24,233	△ 6,402 △ 758	△ 6.7 △ 3.1
資 金 区 分					
公 的 資 金		46,115	49,578	△ 3,463	△ 7.0
財 政 融 資 資 金		28,076	30,381	△ 2,305	△ 7.6
地方公共団体金融機関資金		18,039	19,197	△ 1,158	△ 6.0
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
民 間 等 資 金		65,967	69,664	△ 3,697	△ 5.3
市 場 公 募		36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀 行 等 引 受		29,067	29,664	△ 597	△ 2.0

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成28年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区分		都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職				
			義務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職					
長期	給料	123.2284%	109.3930%		136.8747%		120.7136%				
	期末手当等	95.1097%									
	公経済	37.7%									
追 加 費 用		50.8%	60.0%	35.6%	22.5%	20.0%	20.5%				
短期	給料	71.59%	57.96%		66.35%		69.68%				
	短期+福祉	64.02%	51.24%		58.29%		61.20%				
	育休介護手当金	0.34%	0.48%		0.18%		0.40%				
	介護納付金	7.23%	6.24%		7.88%		7.82%				
	特別財政調整	—	—		—		0.26%				
	期末手当等	55.25%	50.36%		46.10%		54.88%				
	短期+福祉	49.41%	44.53%		40.51%		48.21%				
	育休介護手当金	0.26%	0.41%		0.12%		0.31%				
	介護納付金	5.58%	5.42%		5.47%		6.16%				
	特別財政調整	—	—		—		0.20%				
事務費		240円	240円		240円		10,760円				

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区分		都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給付費		22.6/100	41.0/100	41.0/100
事務費		18,293円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

資料10

平成28年度地方債計画

(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項目		平成28年度 計画額(A)	平成27年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債					
公営住宅建設事業		323	345	△ 22	△ 6.4
災害復旧事業		18	33	△ 15	△ 45.5
一般単独事業		10	10	0	0.0
公営企業債					
水道事業		1	2	△ 1	△ 50.0
病院事業・介護サービス事業		-	1	△ 1	△ 100.0
市場事業・と畜場事業		4	2	2	100.0
下水道事業		22	17	5	29.4
被災施設借換債		4	15	△ 11	△ 73.3
国の予算等貸付金債		(15)	(20)	(△ 5)	(△ 25.0)
総 計		(15) 382	(20) 425	(△ 5) △ 43	(△ 25.0) △ 10.1
内訳	普通会計分 公営企業会計等分	333 49	355 70	△ 22 △ 21	△ 6.2 △ 30.0
資金区分	公的資金 財政融資資金 地方公共団体金融機関資金 (国の予算等貸付金)	259 123 (15)	290 135 (20)	△ 31 △ 12 (△ 5)	△ 10.7 △ 8.9 (△ 25.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項目		平成28年度 計画額(A)	平成27年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債					
全国防災事業		-	2,397	△ 2,397	皆減
総 計		-	2,397	△ 2,397	皆減
内訳	普通会計分	-	2,397	△ 2,397	皆減
資金区分	公的資金 財政融資資金 地方公共団体金融機関資金	- - -	2,019 378	△ 2,019 △ 378	皆減 皆減